

群馬県ゴルフ場農薬安全使用ガイドライン

令和 6 年 8 月

群 馬 県

目 次

群馬県ゴルフ場農薬安全使用ガイドラインの制定について	1
----------------------------	---

群馬県ゴルフ場農薬安全使用指導要綱

第 1 条～2 条	目的、定義	2
第 3 条～4 条	登録農薬の使用、使用農薬の選定	2
第 5 条～7 条	危被害の防止、農薬表示事項の遵守、農薬の購入	2
第 8 条～9 条	防除の委託、農薬の管理	3
第 10 条～13 条	農薬使用管理責任者、農薬使用管理責任者の職務	3
農薬の使用計画の提出、農薬の使用実績の報告		
第 14 条	水質の監視及び保全	3
第 15 条	周辺環境等に異常が認められたときの措置	4
第 16 条～18 条	記録等の保管、資質の向上、協定の締結の協議	4
第 19 条～20 条	立入調査、指導・勧告	4
第 21 条～23 条	公表、市町村等との連携、補則	5

群馬県ゴルフ場農薬安全使用指導要領

第 1～4	農薬使用管理責任者の報告、防除計画書、 農薬受払簿、農薬の使用計画及び使用実績の報告	6
第 5～6	水質の測定、測定結果の報告、周辺環境等の異常の報告	6
第 7～8	知事が行う研修会等の通知、立ち入り調査における確認事項	6
別表 1	農薬安全使用ガイドラインによる確認事項	8
別記様式第 1 号	農薬使用管理責任者選任（変更）報告書	1 2
別記様式第 2 号	農薬使用実績報告書	1 3
別記様式第 3 号	農薬水質調査結果報告書	1 4

群馬県ゴルフ場農薬安全使用指導指針

第 1～第 2	趣旨、基本事項	1 5
第 3	農薬の安全かつ適正な使用及び管理	
1	農薬の取扱い及び使用上の注意	1 6
2	ゴルフ場の周辺環境の保全に対する配慮	1 8
○	参考資料（ホームページアドレス一覧）	2 0

群馬県ゴルフ場農薬安全使用 ガイドラインの制定について

近年、ゴルフ場における農薬の使用について、環境への影響等の面から社会的関心が高まっていることなどの状況を考慮し、その安全かつ適正な使用及び管理の一層の徹底を図るため、新たにゴルフ場の立地条件（標高、周辺環境等）に配慮した指導指針として、「群馬県ゴルフ場農薬安全使用ガイドライン」を制定する。

このガイドラインは、「群馬県ゴルフ場農薬安全使用指導要綱」、「群馬県ゴルフ場農薬安全使用指導要領」、「群馬県ゴルフ場農薬安全使用指導指針」から構成することとし、それぞれ別紙のとおり定める。

群馬県ゴルフ場農薬安全使用指導要綱

（目 的）

第 1 条 この要綱は、ゴルフ場における農薬の安全かつ適正な使用及び管理を図るために必要な事項を定め、もって県民及びゴルフ場滞在者の安全と健康の保持に資するとともに、周辺環境の保全に寄与することを目的とする。

（定 義）

第 2 条 この要綱において「ゴルフ場」とは、ホール数が 18 ホール以上であり、かつ、コースの総延長をホール数で除して得た数値（以下「ホールの平均距離」という。）が 100 メートル以上の施設（当該施設の総面積が 10 万平方メートル未満のものを除く。）及びホール数が 18 ホール未満のものであってもホール数が 9 ホール以上であり、かつ、ホールの平均距離が 150 メートル以上の施設をいう。

2 この要綱において「農薬」とは、農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項に規定する薬剤をいう。

3 この要綱において「ゴルフ場事業者」とは、県内においてゴルフ場を経営し、又は直接に管理運営する者（造成中のゴルフ場にあつては、当該造成工事の発注者とする。）をいう。

（登録農薬の使用）

第 3 条 ゴルフ場事業者は、ゴルフ場において農薬を使用するときは、法第 3 条第 1 項若しくは第 3 4 条第 1 項の規定により農林水産大臣の登録を受けた農薬又は、その原材料に照らし農作物等、人畜及び生活環境動植物に害を及ぼすおそれがないことが明らかなものとして農林水産大臣及び環境大臣が指定する農薬（以下「特定農薬」という。）を使用するものとする。

（使用農薬の選定）

第 4 条 ゴルフ場事業者は、知事の定める「群馬県ゴルフ場農薬安全使用指導指針」（以下「指導指針」という。）に基づき、防除の効果、ゴルフ場の立地条件、周辺環境に与える影響等を十分考慮して、使用する農薬を選定するものとする。

（危被害の防止）

第 5 条 ゴルフ場事業者は、ゴルフ場において農薬を使用するときは、危被害の発生を防止するため、指導指針に基づき、気象、地形、周辺地域の住宅状況及び利水状況等の環境条件に十分配慮するものとする。

（農薬表示事項の遵守）

第 6 条 ゴルフ場事業者は、ゴルフ場において農薬を使用するときは、法第 1 6 条の規定する登録に係る当該農薬の適用病虫害及び雑草の範囲、使用方法並びに貯蔵上及び使用上の注意事項等を遵守し、安全かつ適正に使用するものとする。

（農薬の購入）

第 7 条 ゴルフ場事業者は、農薬を購入するときは、法第 3 条の規定により農薬の登録を受

けた製造者若しくは輸入者又は法第 17 条の規定により届出のある農薬販売者から購入するものとする。

（防除の委託）

第 8 条 ゴルフ場事業者は、ゴルフ場における病虫害及び雑草の防除作業を他人に委託するときは、委託した防除の作業日誌を作成するものとする。

（農薬の管理）

第 9 条 ゴルフ場事業者は、農薬の盗難、紛失、飛散、流出等を防止するため、錠のかかる場所に保管する等、農薬の適正な管理に努めるものとする。

2 ゴルフ場事業者は、使い残した農薬、空容器等を適切に処理するものとする。

（農薬使用管理責任者）

第 10 条 ゴルフ場事業者は、ゴルフ場の職員の中から、当該ゴルフ場における農薬の使用上及び管理上の責任者（以下「農薬使用管理責任者」という。）を選任し、知事（農政課長）に報告するものとする。報告した事項を変更したときも同様とする。

2 前項の農薬使用管理責任者は、群馬県農薬管理指導士認定事業実施要綱（昭和 63 年 2 月 10 日制定）に基づく群馬県農薬管理指導士（以下「農薬管理指導士」という。）に認定された者でなければならない。ただし、造成中のゴルフ場にあつては、農薬使用管理責任者は、営業の開始の日までに農薬管理指導士の認定を受けるものとする。

（農薬使用管理責任者の職務）

第 11 条 農薬使用管理責任者は、防除計画書、作業日誌及び農薬受払簿を作成するものとする。

（農薬の使用計画の提出）

第 12 条 ゴルフ場において農薬を使用する者は、「農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令」（平成 15 年 3 月 7 日号外農林水産省・環境省令第 5 号（以下「省令」という。））第 5 条に基づき、農薬の使用計画を農林水産大臣及び環境大臣へ提出するとともに、その写しを知事（農政課長）へ提出するものとする。これを変更しようとするときも同様とする。

（農薬の使用実績の報告）

第 13 条 ゴルフ場事業者は、毎年度、農薬の使用実績を知事（農政課長）へ報告するものとする。

（水質の監視及び保全）

第 14 条 ゴルフ場事業者は、ゴルフ場の調整池等に魚類を飼育するなどにより、ゴルフ場内の水質の監視を行うものとする。

2 ゴルフ場事業者であつて農薬を使用する者は、定期的に、ゴルフ場の区域から場外に排水する地点、調整池その他必要な場所における農薬の濃度について測定を行い、その結果を速やかに知事（農政課長経由で環境保全課長）に報告するものとする。

3 ゴルフ場事業者であつて農薬を使用する者は、ゴルフ場からの排出水中の農薬の濃度が

「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水域の生活環境動植物の被害防止に係る指導指針について」（令和２年３月２７日環水大土発第２００３２７１号環境省水・大気環境局長通知）に定められた指針値（以下「指針値」という。）を超えたときは速やかに農薬の使用及び管理に関し必要な措置を講ずるとともに、知事の指導を受けるものとする。

- ４ ゴルフ場事業者であって農薬を使用する者は、ゴルフ場の周辺地域又は排水口等の下流水域に取水施設を有する水道事業者及び設置者（以下「水道事業者等」という。）により行われた農薬に関する浄水（給水栓水等）の検査結果が水質管理目標設定項目の目標値を超えたときは、水道事業者等が行う発生源の調査に協力するものとし、この調査の結果、農薬の使用及び管理に関し改善を必要とする事項が明らかとなった場合には、速やかに適正な措置を講ずるとともに、知事の指導を受けるものとする。

（周辺環境等に異常が認められたときの措置）

- 第 15 条 ゴルフ場事業者は、ゴルフ場又はその周辺環境等に異常が認められたとき又はそのおそれがあるときは、直ちにその旨を知事及び市町村長に報告するとともに、その原因を究明して適切な措置を講ずるものとする。

（記録等の保管）

- 第 16 条 ゴルフ場事業者は、本要綱第 11 条の防除計画書、作業日誌及び農薬受払簿、第 12 条の農薬使用計画書、第 13 条の農薬使用実績報告書、並びに第 14 条第 2 項の測定結果を記録した書類を少なくとも３年間保存し、知事又は市町村長の求めに応じていつでも閲覧に供することができるように当該ゴルフ場に備え付けておくものとする。

（農薬使用管理責任者の資質の向上）

- 第 17 条 ゴルフ場事業者は、県の実施する研修会、講習会等に積極的に参加するものとする。

- ２ ゴルフ場事業者は、農薬使用管理責任者その他農薬の使用に携わる者を県及び関係団体の実施する研修会、講習会等に積極的に参加させ、これらの者の資質の向上を図るものとする。

（農薬使用等に関する協定の締結の協議）

- 第 18 条 ゴルフ場事業者は、市町村長からゴルフ場における農薬の使用及び管理に関する協定の締結について協議を行いたい旨の要請があったときは、適切に対処するものとする。

（立入調査）

- 第 19 条 知事は、この指導要綱の施行のため必要な限度において、調査のため必要な場所に立ち入り、農薬の使用状況又は帳簿、書類その他の必要な物件を調査するものとする。

（指導、勧告）

- 第 20 条 知事は、ゴルフ場における農薬の安全かつ適正な使用及び管理並びに周辺環境の保全等のため必要があると認めるときは、ゴルフ場事業者に対し、指導を行うことができるものとする。

- ２ 知事は、前項の指導に従わないときは、当該ゴルフ場事業者に対し勧告を行うことがで

きるものとする。

（公 表）

第 21 条 知事は、前条第 2 項の規定による勧告をした場合において、当該ゴルフ場事業者が勧告に従わないときは、その旨及び勧告の内容を公表することができるものとする。

（市町村等との連携）

第 22 条 知事は、ゴルフ場における農薬の使用及び管理の適正化を図るため、市町村、関係団体等との情報の交換その他密接な連携を図るものとする。

（補 則）

第 23 条 この要綱に規定するもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に知事が定める。

附 則

1 この要綱は、平成 3 年 3 月 1 日から施行する。ただし、第 10 条第 2 項の規定は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

2 ゴルフ場農薬安全使用指導指針（平成元年 4 月 1 日制定）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成 5 年 1 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 2 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 4 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 6 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 9 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 8 年 1 月 8 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 8 月 2 7 日から施行する。

群馬県ゴルフ場農薬安全使用指導要領

- 第1 この要領は、「群馬県ゴルフ場農薬安全使用指導要綱」（平成3年3月1日制定。以下「要綱」という。）を施行するために必要な事項を定めるものとする。
- 第2 要綱第10条の農薬使用管理責任者の報告は、農薬使用管理責任者選任（変更）報告書（別記様式第1号）により行うものとする。
- 第3 要綱第11条の防除計画書は、毎年度（4月1日から翌年3月31日までをいう。以下同じ。）初めに、指導指針に基づき、主要な対象病虫害及び雑草、防除予定時期、使用農薬等を内容として作成するものとする。
- 2 要綱第11条の農薬受払簿には、農薬ごとに農薬の購入量（受）、使用量（払）及び残量を正確に記録しておくものとする。
- 第4 要綱第12条の農薬の使用計画については、省令第5条に基づき、毎年度、使用しようとする最初の日までに農薬使用計画書（省令に基づく様式）により農林水産大臣及び環境大臣へ提出し、その計画書の写しを知事（農政課長）へ提出するものとする。これを変更しようとするときも同様とする。
- 2 要綱第13条の農薬の使用実績については農薬使用実績報告書（別記様式第2号）により翌年4月末日までに知事（農政課長）へ提出するものとする。
- 第5 要綱第14条第2項の農薬の測定は、次により行うものとする。
- （1）測定物質は、殺菌剤、殺虫剤、除草剤のそれぞれについて、2物質以上を選定すること。なお、測定物質の選定にあたっては、環境省により指針値の設定されている物質、及び厚生労働省により水質管理目標設定項目の目標値の設定されている物質のうち、測定前1箇月間における使用量の多い物質を優先して選定すること。
- （2）測定の時期は、農薬使用の多い時期に重点をおき、年2回以上実施すること。
- （3）測定のための採水は、集水域の面積、集水域内での農薬の使用量、周辺の利水状況等を考慮し、最も影響の大きい排水口等を含む1箇所以上において実施すること。
- （4）水質の分析は、計量法（昭和26年法律第207号）第107条の規定に基づく計量証明の事業（環境計量士が行うものに限る。）の登録を受けた業者が行うこと。
- 2 要綱第14条第2項の報告は、農薬水質検査結果報告書（別記様式第3号）により行うものとする。
- 第6 要綱第15条の周辺環境等に異常が認められたときの知事への報告は、保健福祉事務所長、環境森林事務所長（中部及び東部地域は環境事務所）及び農政課長に行うものとする。市町村長への報告は、ゴルフ場農薬使用を主管する部課長及び中核市においては保健所長に行うものとする。
- 第7 知事は、要綱第17条の研修会、講習会等を実施しようとするとき、要綱第19条の立入調査しようとするとき、要綱第20条の指導又は勧告しようとするとき及び要綱第21条の公表をしようとするときは、農業事務所長を経由して市町村長に通知するものとする。

第 8 要綱第 19 条の立入調査は、別表 1 に定める「農薬安全使用ガイドラインによる確認事項」に基づき実施するものとする。

附 則

この要領は、平成 3 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 5 年 1 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 1 2 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 1 4 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 1 6 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 1 9 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 2 0 年 2 月 1 9 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 2 1 年 4 月 7 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 2 3 年 2 月 1 7 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 2 8 年 1 月 8 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

第 1 この要領は、令和 6 年 8 月 2 7 日から施行する。

第 2 この要領の適用の際現にあるこの要領の改正前の様式により使用された書類は、この要領による改正後の様式によるものとみなす。

別表 1

農薬安全使用ガイドラインによる確認事項

1. 登録農薬の使用および農薬使用量の低減（要綱第3条関係）	
（1）農薬取締法に基づき登録を受けた農薬又は特定農薬を使用すること。	適・否
（2）ゴルフ場内を常に巡回観察するなど病虫害及び雑草の発生状況を的確に把握し、発生初期に防除を行うよう努めること。	適・否
（3）群馬県ゴルフ場農薬安全使用指導指針（以下「指導指針」という。）第2の2による、合成性フェロモン剤や生物農薬、適期刈り込み、適切な土壌管理等による健全な芝育成などを図り、農薬の使用量を可能な限り低減するための対応を積極的に行うこと。	適・否
（4）殺菌剤、殺虫剤及び除草剤の使用方法和使用場所は、芝の状態、病虫害の発生状況を的確に把握し、スポット散布等その状況に応じた必要最低限な防除を行うこと。	適・否
2. 使用農薬の選定（要綱第4条関係）	
（1）使用する農薬の選定は、防除の効果、ゴルフ場の立地条件、周辺環境に与える影響等を十分考慮して行うこと。	適・否
（2）使用する農薬は、農林水産大臣の登録を受けている農薬又は特定農薬の中から選定し購入すること。	適・否
3. 危被害の防止（要綱第5条関係）	
（1）農薬を使用するときは、指導指針に基づき、気象、地形、周辺地域の住宅状況及び利水状況等の環境条件に十分配慮すること。	適・否
（2）農薬散布に当たっては、指導指針第3の1の（2）、（3）、（4）、（5）による、農薬の散布作業前の注意事項（ラベルの熟読、マスク・メガネ等の防護装備、防除器具の点検整備、散布作業者の体調管理、万一の事故に備えた応急処置等の熟知、気象状況の把握等）、散布液調整時の注意事項（必要な散布液の把握、散布液調整時の慎重な取り扱い等）、農薬散布時の注意事項（プレイヤー、作業者の被爆防止、余裕のある作業計画等）、農薬散布後の注意事項（使用残液等の処理、農薬の空容器の適切な処理、作業日誌の記帳等）を遵守すること。	適・否
（3）指導指針第3の1の（7）による、飛散や薬害による芝その他の作物に対する安全の確保に努めること。	適・否
（4）周辺地域の住民に危被害が生じないように、風向、風速及び立地条件を十分考慮して、農薬散布を慎重に実施すること。	適・否
（5）農薬散布後、必要に応じて農薬の種類名、散布場所等をゴルフ場内の掲示板等に表示する等、ゴルフ場滞在者に対する安全の確保に十分配慮すること。	適・否

(6) 水道の水源に影響を及ぼす可能性のある場所には、農薬を散布しない等水源及び公共用水域への影響防止に十分注意すること。	適・否
(7) 指導指針第 3 の 2 の (4) による、河川、湖沼及び養魚池の周辺において農薬を散布する場合には、その取扱いに十分注意し、生活環境動植物に対する危害の防止について努めること。	適・否
(8) ゴルフ場周辺に畜舎、鶏舎、牧草地、放牧地、みつばちの巣箱等がある場合には、風向、風速等を考慮し、これらの施設等に農薬が飛散しないよう十分注意すること。	適・否
(9) ゴルフ場周辺に養蚕施設又は桑園がある場合には、風向、風速等を考慮し、これらの施設等に農薬が飛散しないよう十分注意すること。	適・否
(10) 農薬使用に伴う事故（危害）が発生した場合は、指導指針第 3 の 2 の (7) により、関係機関（保健福祉事務所長（保健所長）、農政課長、警察署長、消防署長等）に直ちにその旨を報告、届出するとともに、必要な措置を適切に講ずること。	適・否
4 . 農薬表示事項の遵守（要綱第 6 条関係）	
農薬取締法に基づき表示された適用病虫害及び雑草の範囲、使用方法、貯蔵上及び使用上の注意事項等について、指導指針第 3 の 1 の (2) のアにより、使用に際しては遵守すること。	適・否
5 . 農薬の購入（要綱第 7 条関係）	
(1) 農薬は、農薬取締法に基づき登録を受けた農薬の製造者又は届出のあった農薬販売者から購入すること。	適・否
(2) 農薬の購入は、具体的な防除計画に基づき、その都度必要量について行うこと。	適・否
6 . 防除の委託（要綱第 8 条関係）	適・否
病虫害及び雑草の防除作業を他人に委託するときは、委託した防除の作業日誌を作成すること。	適・否
7 . 農薬の管理（要綱第 9 条関係）	
(1) 農薬の盗難、紛失、飛散、流出等を防止するため、指導指針第 3 の 1 の (6) のアにより、鍵のかかる保管庫を整備し、同イにより、農薬受払簿と在庫量との照合及び保管庫等の安全確認を定期的に行うなど適正な保管に努め、さらに容器の破損等による農薬流出防止のために土、砂等を常備すること。	適・否
(2) 使い残した農薬は、そのまま密封又は密栓して、農薬専用の保管庫に収納し、施錠すること。	適・否
(3) 農薬の空き容器及び期限切れ農薬は、指導指針第 3 の 1 の (5) のエにより、産業廃棄物処理業者に委託するなど適切に処理すること。	適・否

(4) 散布後の薬液及び防除器具等の洗浄水は、河川、湖沼又は養魚池に流入しないよう適切に処理すること。山林や場内の側溝等に流さないこと。	適・否
8 . 農薬使用管理責任者 (要綱第 1 0 条関係)	
(1) ゴルフ場の職員の中から農薬使用管理責任者を選任し、知事に報告すること。	適・否
(2) 農薬使用管理責任者は、群馬県農薬管理指導士に認定された者であること。	適・否
9 . 農薬使用管理責任者の職務 (要綱第 1 1 条関係)	
(1) 指導要領第 3 の 1 により、毎年度初めに防除計画書を作成すること。	適・否
(2) 指導指針第 3 の 1 の (5) のオにより、作業日誌を作成すること。作業者の氏名、健康状態、作業の開始時刻、終了時間、散布時の天候、使用農薬の名称、使用量、濃度、散布量、散布面積、散布場所、対象病虫害等必要事項を記載しておく。	適・否
(3) 指導要領第 3 の 2 により、農薬受払簿を作成し、農薬ごとに、購入量、使用量及び残量を正確に記録し、保管庫の在庫との照合を常にしておくこと。	適・否
10 . 農薬の使用計画及び使用実績の報告 (要綱第 12 条、13 条関係)	
指導要領第 4 により、使用計画書は毎年度、使用しようとする最初の日までに農林水産大臣及び環境大臣へ提出 (写しを知事へ提出) し、これを変更しようとするときも同様とすること。また実績報告書は翌年 4 月末日までに知事に報告すること。	適・否
11 . 水質の監視、保全 (要綱第 14 条関係)	
(1) 調整池等に魚類を飼育するなどにより、ゴルフ場内の水質の監視を行うこと。	適・否
(2) ゴルフ場の区域から場外に排出する地点等における農薬の濃度について、指導要領第 5 の 1 により、殺菌剤、殺虫剤、除草剤のそれぞれについて 2 物質以上、年 2 回以上、合計 1 2 物質を選定し測定を行い、指導要領第 5 の 2 により、農薬水質検査結果報告書を速やかに知事に報告すること。	適・否
(3) 排出水中の農薬の濃度が環境省の定めた指針値を超えたときは、速やかに必要な措置を講ずるとともに、知事の指導を受けること。	適・否
(4) ゴルフ場の周辺地域又は排水口等の下流水域に取水施設を有する水道事業者等により行われた農薬に関する浄水の検査結果が、水質管理目標設定項目の目標値を超えたときは、水道事業者等が行う発生源の調査に協力すること。また、この調査の結果、農薬の使用及び管理に関し改善を必要とする事項が明らかとなった場合には、速やかに適正な措置を講ずるとともに、知事の指導を受けること。	適・否

12．周辺環境等に異常が認められたときの措置（要綱第 15 条関係）	
ゴルフ場又はその周辺環境に異常が認められたとき又はその恐れがあるときは、指導要領第 6 により保健福祉事務所長、環境森林事務所長（中部及び東部地域は環境事務所長）、農政課長、市町村においてゴルフ場農薬使用を主管する部課長及び中核市における保健所長に報告するとともに、その原因を究明して適切な措置を講ずること。	適・否
13．記録等の保管（要綱第 16 条関係）	
防除計画書、作業日誌及び農薬受払簿、農薬使用計画書、農薬使用実績報告書、並びに水質測定結果を記録した書類を少なくとも 3 年間保管し、知事又は市町村長からの求めに応じいつでも閲覧に供することができるようにゴルフ場に備え付けておくこと。	適・否
14．農薬使用管理責任者の資質の向上（要綱第 17 条関係）	
ゴルフ場事業者は、県の実施する研修会・講習会等に積極的に参加するとともに、農薬使用管理責任者等を県等の実施する研修会・講習会等に積極的に参加させ、その資質の向上を図ること。	適・否
15．農薬使用等に関する協定の締結の協議（要綱第 18 条関係）	
市町村長から農薬の使用及び管理に関する協定の締結について協議を行いたい旨の要請があったときは、適切に対処すること。	適・否
16．立入調査への協力（要綱第 19 条関係）	
県の行う立入調査について協力すること。	適・否
17．指導に対する措置（要綱第 20 条関係）	
県の行う指導に従い、速やかに適切な措置を講じていること。	適・否
18．その他	
農薬の安全かつ適正な使用及び管理に著しい支障が生じる行為が行われていないこと。	適・否

農薬使用管理責任者選任（変更）報告書

年 月 日

群馬県知事宛
(農政課)

ゴルフ場の名称 _____

ゴルフ場の所在地 _____

事業者の氏名 _____
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

農薬使用管理責任者を選任（変更）したので下記のとおり報告します。

記

1 選任（変更）年月日

2 農薬使用管理責任者
氏 名
連 絡 先
生年月日

農薬管理指導士の認定
認定年月日
認定番号

年 月 日

ゴルフ場の名称:

群馬県知事 宛
(農政課)

ゴルフ場の所在地:

(TEL 担当者)

年 月 日～ 年 月 日までの農薬使用実績は、以下のとおりです。

[illegible]

- 1 名称は、〇〇液剤、水和剤、粒剤のように正確に記入する。
- 2 用途は、殺菌剤は「菌」、殺虫剤は「虫」、除草剤は「草」、植物成長調整剤は「植」
展着剤は「展」、その他は「他」を記入
- 3 使用場所は、「G（グリーン）」、「T（ティー）」、「F（フェアウエー）」、「R（ラフ）」、
「林(樹林地)」、「花」、「その他」の区分を記入する。
- 4 防除業者に委託した作業については、備考欄に防除業者名を記入する。
- 5 農薬使用量は、製剤としての使用量を記入し、必ず、年間合計と内訳を記入すること。

	kg	ℓ
殺虫剤		
殺菌剤		
除草剤		
植物成長調整剤		
展着剤		
その他		
合計		

年合計		
-----	--	--

農薬水質検査結果報告書

年 月 日

群馬県知事宛
(環境保全課)

ゴルフ場の名称 _____

ゴルフ場の所在地 _____

事業者の氏名 _____

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

水質検査結果は、下記のとおりです。

分析機関名

調査地点

(別添図面)

調査年月日	種類	農薬名	使用量	主成分	排水水質 測定結果	備考
	殺菌剤					
	殺虫剤					
	除草剤					
	殺菌剤					
	殺虫剤					
	除草剤					

注1) 使用量は、測定前1ヶ月間の使用量を記入し、単位はkgとすること。

2) 測定結果の単位は mg/リットルとすること。

3) 図面を添付し、採水地点を示すこと。

4) 計量証明の写しを添付すること。

群馬県ゴルフ場農薬安全使用指導指針

第 1 趣 旨

ゴルフ場においては、芝等を健全に管理・保護するために、一般に農薬を使用した病害虫及び雑草の防除が行われており、近年、ゴルフ場における農薬の使用について社会的関心が高まっている。そこで、農薬の使用量を可能な限り低減するように努めること、毒性の低い農薬を使用するように努めること及びゴルフ場の周辺環境の保全に対して配慮すること等が基本的に重要であると考えられる。

この指導指針は、この考え方に立って、ゴルフ場事業者が農薬を安全かつ適正に使用及び管理するために遵守すべき事項を定めるものである。

第 2 基本的事項

病害虫及び雑草の発生時期や発生量は、平坦地域から山間地域まで、その環境条件によって異なることから、それぞれのゴルフ場の立地条件等の実態を十分に考慮して、適切な防除に努めることが必要である。

1 病害虫及び雑草の発生状況の把握と適期防除

ゴルフ場内を常に巡回観察して、病害虫及び雑草の発生状況を的確に把握し、発生初期に防除を行うよう努めるものとする。

2 農薬の使用量を低減するための対応

病害虫及び雑草の防除には、合成性フェロモンを利用した害虫の誘殺及び交信かく乱、天敵を利用した生物農薬、害虫防除のための鳥の巣箱の設置、人手による害虫の捕殺及び除草、適期における刈込みその他の農薬を使用しない耕種的方法を優先させるとともに、適切な土壌管理に努めて芝等の健全な育成を図り、農薬の使用量を可能な限り低減するための対応を積極的に行うものとする。

3 殺菌剤及び殺虫剤の使用

(1) 殺菌剤及び殺虫剤の使用は、芝の状態、病害虫の発生状況を的確に把握し、スポット散布等その状況に応じた必要最小限な防除を行うこと。ただしグリーンに関しては予防的な全面散布を行うことができるものとする。

(2) 樹木、花き等の病害虫については、必ず登録のある薬剤の中から選定し適切に防除を行うこと。

4 除草剤の使用

除草剤の使用は、雑草発生場所を的確に把握し、必要最小限な防除に努めること。

5 植物成長調整剤の使用

植物成長調整剤の使用場所は、グリーン、ティーグラウンドにおいては全面散布、フェアウェイにおいてはスポット散布により行うものとし、その他の場所においては原則として使用しないものとする。

6 周辺への飛散・流出抑制のために気象条件把握等

散布後に降雨や強風が予想されるときには散布しないようにするとともに、一時に広域にわたって散布しないようにすること。

第3 農薬の安全かつ適正な使用及び管理

農薬の製造、販売、購入、保管、使用方法、廃棄等については、農薬取締法、毒物及び劇物取締法、食品衛生法、消防法等によって種々の規制がなされているので、これらの法律の規制を遵守し、農薬の安全かつ適正な使用及び管理を行うこと。

1 農薬の取扱い及び使用上の注意

(1) 農薬の選定及び購入

ア 使用する農薬は、適用作物、防除効果、使用方法、薬害、毒性、残留性、使用場所の周辺環境等の条件を総合的に考慮し、対象とする病虫害及び雑草の防除に最も適合する農薬を、必ず登録のある薬剤の中から選定し、購入し、使用すること。ただし、蚕毒性の特に強い薬剤及び群馬県指定農薬に該当する薬剤については使用できる地域が限定されるので、使用にあたってはその都度必ず確認すること。

イ 農薬の購入は、具体的な防除計画に基づき、その都度必要量について行うこと。

(2) 農薬の散布作業前の注意

ア 農薬のラベル表示には、農薬の成分、毒性、適用作物、適用病虫害及び雑草、使用濃度、使用時期、単位面積当たりの使用量、使用方法、使用上の注意事項等が記載されているので必ず熟読し、使用に際しては表示事項を遵守すること。

イ 農薬の散布作業に当たっては、無理のない作業計画を立てるとともに、防護マスク、ゴム手袋、防護メガネ等を着用し、作業者の安全に万全を期すこと。

ウ 防除機具は、防除目的にあったものを選定するとともに、日頃から常に点検整備を実施し、作業中の事故防止と散布効果を高めるよう心掛けること。

エ 農薬の散布作業者は、常に健康に留意し、病後、睡眠不足、二日酔い、農薬アレルギー体質等の者は、散布作業に従事しないこと。

オ 農薬使用管理責任者は、万一の事故に備えて常備薬を備え置き、応急処置及び解毒方法を熟知しておくこと。

カ 天気予報等により、あらかじめ農薬の散布作業当日の気象状況を把握しておくこと。

(3) 散布液調製時の注意

ア 散布液の調製に当たっては、対象とする病虫害又は雑草の種類、発生面積等を考慮して、必要な散布液量を正しく把握し、散布時に過不足のないように調製すること。

イ 散布液の調製は、必ず保護衣、保護具等を着用して行い、顔面、手等露出部分に薬剤が付着しないように注意すること。この場合において、粉末の水和剤は風に飛散しやすく、口、鼻等に吸い込みやすいので特に慎重に取り扱うこと。

ウ 散布液を調製する場合には、乳剤及び液剤にあつては始めに原液を少量の水に溶かしてか

ら、水和剤にあっては少量の水でのり状によく練ってから、徐々に水を加えて所定の量とすること。

(4) 農薬散布時の注意

ア 散布作業に当たっては、作業に関与しない者を散布現場に近づけないようにするとともに、作業者は、散布液を直接浴びないよう常に風上に位置して散布作業を行うこと。

イ 夏期高温時の日中散布は、作業者が疲労しやすいので、日中の暑い時間帯を避け、朝夕の比較的涼しい時間帯に散布作業を行うこと。

ウ 連日の散布作業はできる限り避けること。

エ 散布作業時間が長時間に及ぶ場合は、作業者を交替させること。この場合において、1回の散布作業時間は、2時間を目途とし、余裕のある作業計画を立てること。

オ 作業者が、作業中に頭痛、めまい、吐き気などを訴えた場合は、直ちに医師の診断を受けさせること。この場合において、作業者は、農薬散布作業の内容と農薬名を医師に告げること。

(5) 農薬散布後の注意

ア 散布後に農薬の袋又は容器に薬剤が残っている場合は、そのまま密封又は密栓して、農薬専用の保管庫に収納し、旋錠すること。

イ 散布後の薬液及び防除機具等の洗浄水は、河川、湖沼、その他の公共用水域又は養魚池に流入しないような場所を選び、適切に散布処理すること。

ウ 散布後に、頭痛、めまい、吐き気、眼の痛み、手足のしびれ、かぶれ等が生じた場合は、直ちに医師の診断を受けること。なお、医師の診断を受ける際には、農薬散布作業の内容と農薬名を告げること。

エ 農薬の空容器及び期限切れ農薬は、次のように処理すること。

(ア) 空き容器、空袋は、産業廃棄物処理業者へ処分を委託するなどして適切に処分すること。

(イ) 期限切れ農薬については、使用しないこととし産業廃棄物処理業者へ処分を委託するなどして適切に処分すること。

オ 農薬使用管理責任者は散布作業終了後下記の項目について作業日誌をつけること。

(ア) 作業日時

(イ) 作業者の氏名、年齢、性別並びに散布前及び散布後の健康状態等

(ウ) 作業の開始時刻、終了時刻、作業時間等

(エ) 散布前、散布時及び散布後の天候、気温、風向等

(オ) 使用した農薬の名称、濃度、散布量、使用量、散布場所、散布面積、対象病虫害名、対象雑草名、農薬関係洗浄水の処分方法等

(カ) 特記事項

(6) 農薬の管理

ア 保管庫の整備

- (ア) 農薬の保管庫は、かぎのかかる堅固な専用の設備とすること。
- (イ) 保管庫は、必ず施錠し、盗難及び紛失を防止するとともに、誤用のないようにすること。
- (ウ) 毒物又は劇物に該当する農薬を保管する場所に、「医薬用外毒物」又は「医薬用外劇物」の文字を表示すること。
- (エ) 消防法の定める危険物に該当する薬剤を保管する場合は、同法の規定に従うこと。

イ 保管上の注意

- (ア) 農薬受払簿と保管在庫量の照合及び保管庫等の安全確認を定期的に行い、適正な保管に努めること。
- (イ) 転倒及び衝撃によって破損しやすい瓶等は、保管庫内の下段に置き、木箱に入れる等の転倒防止策を講じておくこと。この場合において、農薬の容器等の破損による農薬の飛散及び流出を防止するため、土、砂等を常備すること。

(7) 芝その他の作物に対する安全の確保

ア 農薬を混用使用する場合は、混用使用が可能かどうか事前に確認すること。また、薬剤の種類によっては散布間隔が短くなると薬害が発生する場合があるので、注意すること。

イ 防除機具を兼用すると薬害が発生することがあるので、殺菌・殺虫剤用の機具と除草剤用の機具とは別のものを使用すること。

ウ 農薬が飛散して周辺の対象外作物に薬害が発生しないように十分注意すること。

2 ゴルフ場の周辺環境の保全に対する配慮

(1) 地域住民に対する危被害の防止

住宅地等に近接したゴルフ場における農薬散布は、周辺地域の住民に危被害が生じないよう、風向、風速及び立地条件等を十分考慮して慎重に実施すること。

(2) ゴルフ場滞在者に対する安全の確保

農薬散布後、必要に応じて農薬の種類名、散布場所等をゴルフ場内の掲示板に表示する等、ゴルフ場滞在者に対する安全の確保に十分配慮すること。

(3) 水道及び公共水域への影響防止

水道の水源に影響を及ぼす可能性のある場所には、農薬を散布しないこと。河川等の公共水域の近くで農薬を散布する場合には、これらの水域へ農薬が飛散又は流入しないよう十分注意すること。

(4) 生活環境動植物に対する危被害の防止

農薬の使用に伴う生活環境動植物への危被害の発生及び公共水域に対する水質汚濁を未然に防止するため、農薬製品ラベルの注意事項表示内容を遵守すること。

(5) 家畜、みつばち等に対する危被害の防止

ゴルフ場周辺に畜舎、鶏舎、牧草地、放牧地、みつばちの巣箱等がある場合には、風向、風速等を考慮し、これらの施設等に農薬が飛散しないよう十分に注意すること。

(6) 蚕等に対する危被害の防止

ゴルフ場周辺に養蚕施設又は桑園がある場合は、風向、風速等を考慮し、これらの施設等に薬剤が飛散しないよう十分注意すること。

(7) 事故発生時の措置

ア 農薬使用に伴う事故（危被害）が発生した場合は、直ちに管轄する農政課及び農業事務所長に報告するとともに、速やかに原因を究明して適切な処置を講ずること。

イ 農薬が飛散し、流出し、漏れ又は地下にしみ込み、不特定又は多数の者に危被害の発生する恐れがあると認められるときは、直ちにその旨を保健福祉事務所長（中核市においては保健所長）、警察署長又は消防署長に届け出るとともに、危被害の発生を防止するために必要な措置を講ずること。

ウ 農薬が盗まれ又は紛失したときは、直ちにその旨を警察署長に届け出ること。

附 則

この指針は、平成 3 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この指針は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この指針は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この指針は、平成 1 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この指針は、平成 1 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この指針は、平成 1 4 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この指針は、平成 1 6 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この指針は、平成 2 0 年 2 月 1 9 日から施行する。

附 則

この指針は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この指針は、平成 2 8 年 1 月 8 日から施行する。

附 則

この指針は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この指針は、令和 6 年 8 月 2 7 日から施行する。

参 考 資 料

(ホームページアドレス一覧)

- 群馬県農薬管理指導士のご案内

<https://www.pref.gunma.jp/page/9276.html>



- ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水域の
生活環境動植物の被害防止に係る指導指針について

https://www.env.go.jp/water/dojo/noyaku/golf_guideline.html



- 水道水質に関する基準

農薬類（水質管理項目設定項目 15）の対象農薬リスト

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/topics/bukyoku/kenkou/suido/kijun/kijunchi.html>



- 農薬取締法

https://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_kaisei/



- 農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令

https://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_kaisei/h141211/h141211f.html



- 住宅地等における農薬使用について

https://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_tekisei/jutakuti/



- 群馬県指定農薬流通対策事業

<https://www.pref.gunma.jp/06/f0910006.html>



- 毒物及び劇物取締法

https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=81094000&dataType=0&pageNo



- 水質汚濁防止法（抜粋）

<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=345AC0000000138>



- 農林水産省農薬コーナー

<http://www.maff.go.jp/j/nouyaku/>



- （独）農林水産消費安全技術センター

<http://www.famic.go.jp/>



- （一社）日本植物防疫協会

<http://www.jppa.or.jp/>



- （公財）日本植物調節剤研究協会

<http://www.japr.or.jp/>



- 群馬県ホームページ

<http://www.pref.gunma.jp/>



- 残留農薬基準（公財）日本食品化学研究振興財団

<http://www.ffcr.or.jp/zaidan/FFCRHOME.nsf/pages/MRLs-n>



- 群馬県関係機関の所在地

<https://www.pref.gunma.jp/soshiki/index.html>



- 市町村の所在地

<https://www.pref.gunma.jp/07/a4910013.html>

